

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
鴨川市	鴨川日東バス(株)	(1) 北ルート	金山ダム	天津駅	内浦山県民の森	往 27.0km 復 27.0km	365日	1,095回 (3.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島	市内の主要乗換地 点である、安房鴨川 駅、安房天津駅へ 乗り入れることによ り、次の地域間交通 ネットワーク(補助 地域幹線系統)と接 続する。 ○市内線(鴨川駅 前～興津駅)他	③
	〃	(2) 北ルート	金山ダム	鴨川市役所	鴨川駅西口	往 7.3km 復 7.3km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(3) 南ルート	曾呂終点	鴨川駅西口	鴨川駅前	往 27.4km 復 27.4km	365日	1,095回 (3.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(4) 南ルート	曾呂終点	畑青年館	鴨川駅西口	往 15.7km 復 15.7km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(5) 南ルート	浦の脇	東条病院	鴨川駅前	往 4.0km 復 4.0km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(6) 清澄ルート	天津小湊支所	清澄	奥清澄	往 12.8km 復 12.8km	365日	2,464回 (7.0, 6.5)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鴨川市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,932
交通不便地域	33,932

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
33,932	鴨川市全域	半島振興法
5,942	旧天津小湊町の区域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
33,932	$33,932 \text{ 人} \times 120 \text{ 円} \times 0.7 + 200 \text{ 万円}$	4,850,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)